

水道水質検査の委託の在り方について (Vol. 4)

－第3回 水質検査の信頼性確保に関する取り組み検討会－

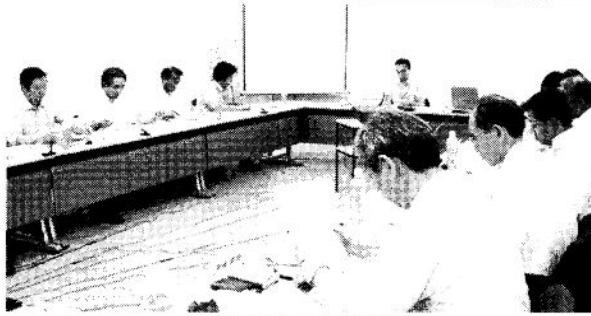
(2010. 7. 1 開催)

厚生労働省における第3回 水質検査の信頼性確保に関する取り組み検討会が7月1日開催された。信頼性確保に向けた方向性を示すため、いろいろな機関の取り組み状況のヒアリングを行った。今回は、外部に検査を依頼している衛生部局として埼玉衛生研究所の取り組みについて大川勝実氏に、実際に GLP 審査・認証している日本水道協会における水道 GLP の審査内容について西野二郎氏、及び既に厳しい体制で GLP を実施している食品部門の GLP 制度と ISO の対応として日本適合性認定協会 (JAB) の森曜子氏に、それぞれの取り組みについて伺った。

第2回及び第3回のヒアリングを踏まえて、“方向性の骨子”では回を重ねる毎に委託者としての水道事業体の在り方、受託者の責務、監督側の課題等を明確にする議論がなされた。次回に、“取組の基本的方向性と具体的な取組について”で3回の意見が集約されると思われるので、本コラムではその詳細は省く。

詳細については、下記のリンク及び次ページの日本水道新聞を参照してほしい。

◆リンク先：http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/kensa_annai3.html



1日に開かれた検討会

厚生労働省・検査
厚保省検査会

基本的方向で議論

水質検査 結果責任は事業者に

厚生労働省は1日、「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」(座長・安藤正典武蔵野大学環境学部長)を開催し、水質検査の信頼性確保に関する取組について議論した。

第3回会合を聞き、埼玉県衛生研究所や日本水道協会、食品衛生部門のヒアリングのほか、基本的方向性や具体的な方策で議論を深めた。

方向性の骨子として、水道事業者は水質検査の結果責任を持つべきとし、外部委託を行うにしても、適切な登録検査機関の選定や、検査機関の信頼性保証、厚生労働省による適切な指導・監督など具体的な措置が必要としている。

検査機関の選定では、水道GLPやISO17025といった資格要件が考えられるほか、水道事業者には必要なコスト負担と順守すべき事項の明確化、臨時検査などに対応可能な検査機関の重視を指摘。登録検査機関には、適切な検査が確保できる費用の明確化、標準作業書に基づく検査、検査法や水質管理に関する技能向上を実施すべきとしている。また、中小事業者への支援策として、標準仕様書やチェックリスト、標準歩掛かりの作成、職員研修、厚生労働省・都道府県水道行政部局との連絡体制、大規模事業者とのネットワーク形成を挙げている。

厚生労働省に対しては、試料採水や運搬も含めた検査方法の登録時確認、速やかな検査が可能な検査区域の審査、業務規程で定める検査料金・受託上限に関する算定根拠の明示化を求め、指導・監督の実効性を高めて結果に応じて改善命令など行政処分も含めた対応を検討すべきとしている。また、外部精度管理調査による階層化評価は、検査機関の優

位性を決定づけるものではないと留意している。委員からは、登録制度自体の見直しを指摘する意見も出されたが、平成14年3月の閣議決定があり、現制度下での対策を模索していくことになる。